高齢者保健福祉計画 及び 第9期介護保険事業計 画の策定 並びに 介護保険条例の一部改正 について

1. パブリックコメントの主旨

高齢者保健福祉計画(令和6年度~令和11年度)及び第9期介護保険事業計画(令和6年度~令和8年度)の策定(以下「計画の策定等」という。)にあたり、次のように検討を行い、計画(案)としましたので、この計画(案)及びその実施に伴う介護保険条例の一部改正にかかるパブリックコメントを実施します。

2.計画の策定等にかかる検討プロセスと課題・方向性の整理

計画の策定等にあたり、2025年、2040年を念頭に置き、石狩市介護保険事業運営推進協議会において次のように検討を行い、課題や方向性を整理しました。

(1)第8期計画の進捗管理・各種調査等

(2)課題・方向性の整理

- ・第8期計画PDCA
- ・在宅介護実態調査
- ・介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査
- ・事業所アンケート
- ・厚田・浜益区の介護 サービス充足状況調査
- ・外部団体ヒアリング
- ・国の動向(介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針等)

- 「地域包括支援センターの一層の充実・周知」
- 「在宅ニーズの増加への対応」
- 「訪問系サービスの充実」
- 「一層の福祉人材の確保」
- 「認知症施策推進大綱を踏まえた共生・予防」
- 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」
- 「介護給付適正化の促進」
- 「過疎地域における介護サービス等の今後」

2025年(団塊世代が75歳以上に) 2040年(高齢者人口が生産年齢人口を上回る)

3.計画(案)の方向性

課題や方向性より、主要な検討ポイント整理し、主な方向性を出しました。

(3)主要な検討ポイント

(4)主な方向性 (計画(素案)の主な関連ページ)

・施策内容及び指標



- ・地域包括支援センターの一層の充実
- ・過疎地域における在宅生活を支える介護サービス等の充実

P36、P39

・介護サービス施設 の整備



・介護サービス施設整備計画 なし

P41

・他部署との連携



・市全体で健康寿命の延伸を目指す取組み

P33

・介護保険料



・保険料(基準額)

5,150円/月~5,400円/月の間で設定する。

P48

保険料額の確定は、今後の介護報酬の改定内容や法改正に伴う制度変更の 影響額により決定されるため、現時点ではこの範囲を想定しております。

4.条例の一部改正について

(1)石狩市介護保険条例の一部改正

第9期介護保険事業計画期間における介護給付等の見込量に基づいて算定した介護保険事業に要する費用に充てるため、同計画期間の介護保険料を定めるものです。介護保険料は、介護保険料基準額となる第5段階保険料額を、現行と同額の月額5,150円(年額61,800円)から月額5,400円(年額64,800円)の間で設定します(3(3)の 印参照)。

その他の内容につきましては、基本的に国の見直しに準拠した保険料額、対象期間の修正及び段階の追加を行います。

(2)施行期日

令和6年4月1日より施行。